

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	四国財務局長
【提出日】	平成26年1月14日
【会社名】	株式会社技研製作所
【英訳名】	GIKEN LTD. (旧英訳名 GIKEN SEISAKUSHO CO.,LTD.) (注)平成25年11月28日開催の第32期定時株主総会の決議により、平成25年12月1日から英訳名を上記のとおり変更いたしました。
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 北村 精男
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	高知県高知市布師田3948番地1
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役北村精男は、当社の第33期第1四半期（自平成25年9月1日 至平成25年11月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。